報告(2)各地域審議会からの提言について

(山北地区)

現状と課題	解決するための方向性	総合計画への反映
①子育て	①子育て	
1.子どもの減少が続いているが、現在の子どもの居場所、施設の環境改善、移	1. (1)婚活の推進。	〔6-2-3〕移住・定住の推進
動手段の確保を図る必要がある(地区の事情を考慮した対策)。	(2)企業誘致。	〔3-4-5〕企業誘致・事業拡大の推進
	(3)保育(園)制度の充実。	〔1-2-2〕保育環境の整備・改善
	(4)保小中連携会議などでの連携強化。	[5·1·1] 支えあい、つながり合って共に育つ学びの推進
	(5)学童保育、放課後子ども教室等合同会議開催。	〔1-2-3〕子育てを応援する環境づくり
	(6) 空き家の有効活用(若者の移住体験的に使える家の提供)。	〔2-10-4〕空き家バンク事業による定住・利活用の促進
	(7)屋外の公園施設や水辺等の環境整備促進。	[2-5-3] 自然と調和した河川環境整備の充実
		[2-10-3] 公園の適切な維持管理
	(8)屋外での遊び方講座などの開催。	[5-4-1] 生涯スポーツの推進
	(9)郷育等の推進(学校・家庭・地域連携)。	[5-1-1] 支えあい、つながり合って共に育つ学びの推進
	(10)学童保育等の受入時間、受入体制等の検討。	[1-2-3] 子育てを応援する環境づくり
	(11)子どもの保護者や子ども同士の交流促進の場の検討。	(1-2-3) 子育てを応援する環境づくり
	(11)」ともの体度有ですとも四工の文価促進の物の便引。	[123] 月でを心抜りる探挽フくり
2. 依然、屋内の TV ゲーム等で遊ぶ傾向が強く、外で遊ぶにしても公園や安全	2.(1) 屋外の公園施設や水辺等の環境整備促進。	〔2-5-3〕自然と調和した河川環境整備の充実
に自然にふれられる場所などの環境が少ない。		〔2-10-3〕公園の適切な維持管理
,	(2) 屋外での遊び方講座などの開催。	〔5-4-1〕生涯スポーツの推進
	9 (1) 友供基本の自分/江蘇州、の名加伊州	「(21) 土日均掛のよれ ごくりの批准
3. ひとり親、核家族化等による地域のつながりの希薄化しており、かつ子ども	3. (1) 各集落での自治活動等への参加促進。	〔6·2·1〕市民協働のまちづくりの推進 〔7.1.1〕 すきない。 のかがり ヘーズ サス 春 の ヴズ の ザンボ
の集団活動も少なく、人間関係が狭く将来に不安がある。	(2) 郷育等の推進。	[5-1-1] 支えあい、つながり合って共に育つ学びの推進
	(3) 集落公民館活動等の活性化(支援)。	〔5-2-2〕地域ニーズに即した学習環境の充実
②買い物	②買い物	
地区内で買い物する場所がなく、移動困難な人も増えている。お客のニーズ	1. (1) スーパーの誘致。	
が満たされず、出店者は採算が取れない。	(2) 既存商店等の活性化促進。	〔3-4-1〕新事業創出促進と中小企業支援
	(3)行政と企業(商店等)との連携。	〔3-4-1〕新事業創出促進と中小企業支援
	(4) 交通手段の確保。	〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続
	(5)買い物困難・弱者の意見を聞取り、問題を明確化する。	
	(6)食生活、健康面から見た業者からの提案等。	
	(7)新しいシステムでの店舗立上げ(住民出資の店等)。	
	(8) 山北地区告知端末機の利活用。	
	(9)移動販売車の新設。	
	(3)1夕野が入口中・シカロス。	
2. 地区内で買い物を済ませることができない、または地区内の店に対しての愛	2. (1) スーパーの誘致。	
着感が低い。	(2)既存商店の品揃えの充実。	
	(3)新しいシステムでの店舗立上げ。	
3. 移動販売、宅配等のサービスがあっても利用することができない、または利	3. (1) 高齢者等へのネット通販講習会の開催。	
/H C C D U V V W C X I W V V V D W D W		
3. 移動販売、宅配等のサービスかあっても利用することができない、または利用できるものが限られる。	3. (1) 高齢者等へのネット通販講習会の開催。 (2) 山北地区告知端末機の利活用。 (3) 移動販売車の新設。	

現状と課題	解決するための方向性	総合計画への反映
③交通 1. 既存の公共交通機関が時刻表、料金面等から利用しづらい。	 ③交通 1. (1)通学時間に合わせたバスダイヤの運行。 (2)デマンドタクシーの導入。 (3)公共交通全体を考えたダイヤグラムの構築。 (4)乗降口の低い車輌の導入。 (5)規制緩和による白タクの利活用を検討。 	〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続 〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続 〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続 〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続 〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続
2. 自家用車がない人の増加とそれを補う手段が少ない。	2. (1) 地域を限定した交通手段の新設。 (2) 無料送迎のシステムを確立。	〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続 〔2-8-1〕生活交通確保対策の継続
3. 高齢等による交通事故の増加傾向。	3. (1) 免許返納の意味及び意識啓発のための講習会。 (2) 高齢者向けの運転技術講習。	〔4·3·3〕交通安全対策 〔4·3·3〕交通安全対策
④教育 1. 学習の施設、教室などが少ない。	④教育 1. (1) インターネット普及による教育動画の利用。 (2) 生涯学習担当の講座の充実化。 (3) 出前講座の利用促進。 (4) 既存のクラブ、サークル等の周知。 (5) 学習拠点施設の整備(誰でも来やすい雰囲気の)。 (6) 地区の教育環境の将来展望の検討、確立。 (7) 参加しやすい講座の検討、開催(地域性を積極化)。	[5-2-2] 地域ニーズに即した学習環境の充実 [5-2-1] 成果を広げる「学び」の推進 [5-2-1] 成果を広げる「学び」の推進 [5-2-2] 地域ニーズに即した学習環境の充実 [5-2-2] 地域ニーズに即した学習環境の充実 [5-2-2] 地域ニーズに即した学習環境の充実 [5-2-1] 成果を広げる「学び」の推進
2. 児童の減少による悪循環(学校統合、更なる少子化)が懸念される。	2. (1) 郷育推進により学校と地域の一体となる施策強化。 (2) 地区内小中学校の連携(統一目標設定等)強化。	[5-1-1] 支え合い、つながり合って共に育つ学びの推進 [5-1-1] 支え合い、つながり合って共に育つ学びの推進
3. 学童保育所の整備。	3. (1) スクールバスの有効活用。(2) 既存施設の利活用。(3) 小学校内での学童保育所設置の検討。	〔1-2-3〕子育てを応援する環境づくり 〔1-2-3〕子育てを応援する環境づくり 〔1-2-3〕子育てを応援する環境づくり
4. 八幡宮奉納相撲の来客数減少。	4.(1) 山北相撲協会との連携。	〔5-3-1〕文化財保護と伝承の推進
⑤行政 1. 地区内の行政組織の弱体化。	(3)行政 1. (1)地区に応じたニーズを満たす支所内での担当部署新設。 (2)市職員スキルアップのための研修等の充実。 (3)支所の決裁権限を増やす。 (4)各支所(地区ごと)の違い、特色、独自性を重視した施策。 (5)まちづくり協議会の機能強化。	[6-5-5] 組織・職員改革 [6-5-5] 組織・職員改革 [6-5-5] 組織・職員改革 [6-5-5] 組織・職員改革 [6-2-1] 市民協働のまちづくりの推進
⑥その他 1. 人口減少による集落機能の低下。	⑥その他1. (1)集落を基本にした活性化対策の検討。(2)小さな拠点づくり事業の検討。(3)これまでにないコミュニティビジネスの検討・開発(4)数年先の現実を直視し、危機感を持って施策に取組む。	〔6-2-2〕地域活性化の推進 〔1-3-1〕健康寿命の延伸と生活支援体制づくり 〔6-2-2〕地域活性化の推進

現状と課題	解決するための方向性	総合計画への反映
	(5)集落内でのコミュニティ、近所付合いの啓発。 (6)高齢者の活動支援を強化し、高齢者の集落事業等への積極的参加を促す。 (7)自主防災組織等を重視した、集落機能の維持向上に努める。	〔6-2-2〕地域活性化の推進 〔1-3-1〕健康寿命の延伸と生活支援体制づくり 〔4-2-1〕自主防災組織の強化
2. 農林水産業、観光業の活性化。	2. (1) 農林水産業の6次産業化の推進。 (2) 山形・秋田とのきらきら羽越観光圏の強化。 (3) 食と観光を一体化した PR を官民で連携し実施。 (4) 交流人口が多くなる施策推進。	〔3-1-3〕農林水産物のブランド化・高付加価値化と流通消費拡大の推進 〔3-5-3〕滞在型観光地の形成 〔3-5-5〕観光プロモーションやPRの強化 〔3-5-6〕観光推進体制の整備
3. まちづくり協議会の活性化。	3. (1)協働のまちづくりについての検証。 (2)活動について集落総代等のみならず、集落民への周知徹底。	〔6-2-1〕市民協働のまちづくりの推進 〔6-2-1〕市民協働のまちづくりの推進
4. 空き家の利活用。	4. (1) 持ち主が地域資産として再活用する場合に、補助制度を設ける。	[2-10-4] 空き家バンク事業による定住・利活用の促進
5. 今後はさらに高齢者や一人世帯が増え孤独死などが懸念される。	5. (1) 集落内でのコミュニティ、近所付合いの啓発。	〔1-3-1〕健康寿命の延伸と生活支援体制づくり 〔6-2-2〕地域活性化の推進
6. 空き施設の利活用。	6. (1) 検討チームの設置。	〔6-5-3〕公有財産・公共施設の適正管理